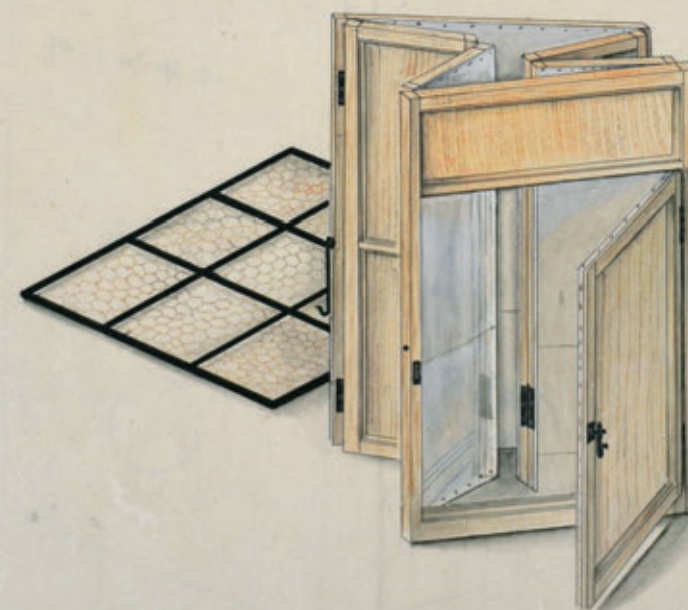


郵便物乾燥器
用法郵便物乾燥用



東京

『郵政博物館 研究紀要』編集委員会編

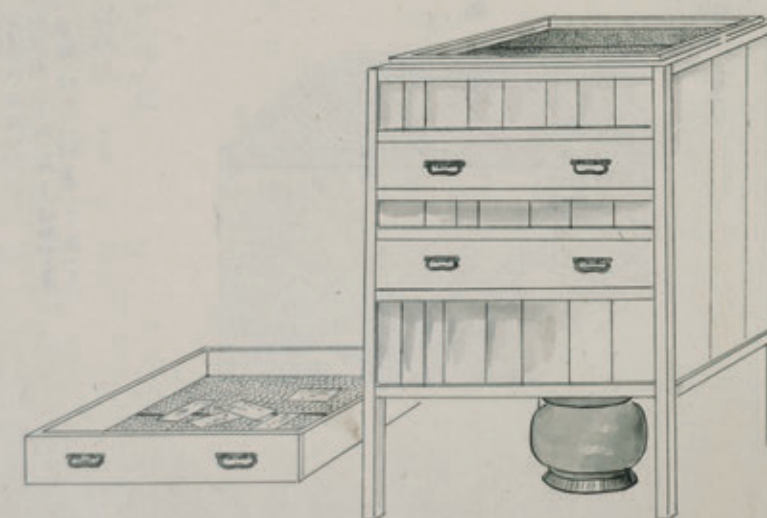
郵政博物館 研究紀要

令和7年度 第17号 (2026年3月)

郵政博物館

研究紀要

郵便物乾燥器
木枠枚巻量空
再版引出、底鉄網張、上面鉄網落
刷製、板價全九圓
十全一編用



公益財団法人通信文化協会

令和7年度 第17号 (2026年3月)

表紙解説

『郵便器具図』（郵政博物館収蔵）⁽¹⁾

表紙上部 東京郵便電信局（推定）「郵便物乾燥器」（「乾燥器之部」収録）

取扱中に濡れた郵便物を乾燥させるための器具。大正期の感染症流行時には、消毒器として応用した事例もみられる ⁽²⁾。

本図品は折りたたみ式で、使用時には直方体に組み立てて上部に金網を嵌め、その上に郵便物を並べたようである。熱源は描かれないが、打掛錠の付いた手前の扉を開け、中に火鉢などを設置できる構造である。耐火性や熱伝導率を上げるためか、内側には金属板が張り留められており、本図においては薄灰色で表現されている。

表紙下部 福岡郵便電信局（推定）「郵便物乾燥器」（「乾燥器之部」収録）

本図品は木箱を四本の脚部で支え、その間に火鉢を設置する構造。郵便物は上面のほか格納された二段の引き出しにも並べられ、鉄網を通過して上方へと抜ける熱気によって、同時に乾かすことができたようである。

「郵便物乾燥器」は、事業用物品に関する昭和6年の通牒に「特殊品中第二種品ニ品種制定シタル物品」として登場するが ⁽³⁾、本図の推定制作時期である明治20～30年代の規程類には言及が確認できず、詳細は未詳である。

（編集事務局 倉地）

1 資料の概要は、本誌第14号と第15号（令和5、6年）の表紙解説を参照。
2 菊地脩二郎「悪疫流行と通信事務」『通信協会雑誌』第72号、大正3年6月、37頁。
3 「事業用物品種目等変更方之件」需調第2号、昭和6年2月7日付。